

政令第九十号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）の施行に伴い、及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加える。

附則第十一条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改める。

附則第十二条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成三十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標準財政規模の算定における地方特例交付金の取扱いを定める規定等について、所要の整理を行う必要があるからである。